平成２８年（再イ）第２６号
神戸市長田区庄田町３丁目５番15―202号
再生債務者　山本　悦子
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月７日まで
平成28年５月17日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第７６号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２　高砂アーバンコンフォート1407号
再生債務者　吉本　　誠
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月14日まで
平成28年５月17日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第７号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目６番地５
再生債務者　遠田　　勝
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月８日まで
平成28年５月18日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第２号
鳥取県鳥取市美萩野５丁目516番地１
再生債務者　大橋　武史
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月８日まで
平成28年５月18日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１１号
岡山市北区大井1710レストハウス八軒町
再生債務者　荒木　実音
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月８日まで
平成28年５月18日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第５９号
岡山市東区中川町603番地１
再生債務者　谷口　義人
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月８日まで
平成28年５月18日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７号
広島市安芸区船越４丁目30番16―102号
再生債務者　本田　泰山
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月14日まで
平成28年５月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１号
山口県防府市大字久兼83―８　山本方、住民票上の住所山口市穂積町４番３号
再生債務者　堤　　靖式
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月14日まで
平成28年５月17日　　山口地方裁判所

平成２８年（再イ）第１号
香川県高松市亀田町223番地７
再生債務者　深津　大輔
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月15日まで
平成28年５月18日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（再イ）第１号
宮崎市大字芳士569番地５
再生債務者　金丸　鮎美
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月15日まで
平成28年５月18日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１９号
神戸市西区南別府１丁目14番地の１
再生債務者　森下　　巧
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月20日まで
平成28年５月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地12―403
再生債務者　北尾　佳久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月13日まで
平成28年５月16日　　奈良地方裁判所

平成２７年（再ロ）第５号
広島県安芸郡府中町本町５丁目１番６―401号　ゲートアキ
再生債務者　中山　靖章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月14日まで
平成28年５月17日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号
大阪市淀川区田川北３丁目４番８号
再生債務者　勇永　　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目８番８―801号
再生債務者　稲田　　暁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月16日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第１２号
名古屋市天白区平針南４丁目1301番地　ダイアパレス荒池緑地203号
再生債務者　中根　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第２号
埼玉県戸田市川岸３丁目５番20―901号
再生債務者　櫻井　克則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月17日
さいたま地方裁判所第３民事部